

# 石見スポーツ・文化等合宿支援事業補助金制度のご案内

石見観光振興協議会では、誘客促進及び観光産業の振興を目的とした石見地域スポーツ・文化活動等の合宿に対して費用の一部を支援します。

## ■対象者

下記対象事業を実施する団体。

ただし、緊急事態宣言が発令されている都道府県、まん延防止等重点措置が適用されている地域、自治体による自粛要請が発出されている地域を所在地とする団体は対象外とします。

## ■対象事業

次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 石見地域内宿泊施設に2泊以上するスポーツ、文化等活動の練習若しくは研修を目的とする事業。  
ただし、石見地域内に所在する団体は、所在地以外の市町への宿泊に限る。
- (2) 1泊あたりの宿泊者数が9名以上であること。
- (3) 令和3年7月1日以降に出発して令和4年3月22日までに帰着する合宿
- (4) 島根県、島根県観光連盟、当協議会が実施する他の補助金を受けていない事業であること。

## ■対象外事業

- (1) 政治的・宗教的活動を目的とする事業
- (2) 営利を目的とした事業
- (3) 公式試合等、大会への参加が主目的となる事業
- (4) その他会長が適当でないと認めた事業

■補助金の額 1人1泊あたり1,000円。ただし、1合宿あたり上限20万。

■申請受付 令和3年6月21日～令和4年3月15日（補助金予算額に達し次第受付終了）

■参考資料 補助金交付要綱、申請様式等は、WEB「なつかしの国石見」に掲載しています  
詳しくは「なつかしの国石見」で検索

「事業者の皆様へ」をご覧ください！

なつかしの国石見

検索

## ■お問い合わせ

石見観光振興協議会（島根県西部県民センター商工観光部観光振興課内） 担当：湯浅  
〒697-0041 島根県浜田市片庭町254  
TEL 0855-29-5647 / FAX 0855-22-5306  
E-mail [seibu-kankou@pref.shimane.lg.jp](mailto:seibu-kankou@pref.shimane.lg.jp)

合宿とは…共同で宿泊施設に宿泊し、スポーツや文化等活動の練習若しくは研修を実施すること